

受付は2月16日～3月16日

税の申告はお早めに

税の申告がもうすぐ始まります。町では「町県民税」と「所得税」の申告相談を2月16日(月)～3月16日(月)まで開設します。(詳細は下表参照)

町県民税等申告相談日程

期 日	地 区	会 場 ・ 時 間
2月 16日(月)	小倉自治会	◆会場 町コミュニティセンター 2階・視聴覚室 (役場敷地内 南側建物) ◆受付時間 【午前の部】 午前8時45分～11時30分 【午後の部】 午後1時～5時 ※申告期間中は駐車場・会場の混雑が予想されますので、なるべく世帯毎に地区指定日にお出かけください。
17日(火)	上野原自治会	
18日(水)	上野田自治会	
19日(木)	北下自治会	
20日(金)	南下自治会	
23日(月)	大久保寺下自治会	
24日(火)	大久保寺上自治会 (中町・上町・田端)	
25日(水)	大久保寺上自治会 (三津屋全部)	
26日(木)	溝祭自治会 (溝祭南部1区・2区)	
27日(金)	溝祭自治会 (溝祭中部・北部1区・2区)	
3月 2日(月)	駒寄自治会	
3日(火)	漆原西自治会	
4日(水)	漆原東自治会	
5日(木)	下野田自治会 (北部全部)	
6日(金)	下野田自治会 (原・宮下・中部)	
9日(月)	陣場自治会	
10日(火)	町内全域	
11日(水)	〃	
12日(木)	〃	
13日(金)	〃	
16日(月)	〃	

※ 土・日曜日は申告相談を行いません。

※ 身体の障害などの理由により2階に上るのが困難な人は、役場1階の財務課税務室窓口で申告相談を受けれます。

毎年申告者が増加していることから待ち時間が長くなることが予想されます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。提出のみの人は役場1階の財務課税務室で受けれます。

【待ち時間短縮のためご協力をお願いします】

- ◆ 農業・営業・不動産などの収支内訳書などは事前に作成しておいてください。
- ◆ 医療費控除を受ける人は領収書の合計金額を出しておいてください。

申告が必要な人

町県民税申告書、所得税申告書が送付された人は申告してください。申告書が送付されなかった人でも次に該当する場合は申告が必要です。

- ①前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
- ②給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかにも所得（農業・不動産・譲渡など）がある人。
- ③給与所得者で年末調整が済んでいない人（平成20年中に会社を退職した人など）、または年末調整に誤りがあった人。
- ④前年中に所得がなかった人で、他の親族の扶養になつていない国民健康保険加入者。
- ⑤前年中に所得がない人でも所得証明や非課税証明などが必要になる人（園児の保護者、児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人）は、申告がないと証明書が発行できないので申告が必要です。
- ⑥その他、右記以外に申告が必要な人（医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人）

申告に必要なもの

・申告書（送付された人は送付された申告書）
・印鑑

【収入関係】

- ・源泉徴収票（報酬、年金など）
- ・賃金支払報告書（日雇者など）
- ・収入支出内訳書（農業・営業・不動産などの収入がある人）
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書（証明書）

【控除関係】

- ・社会保険料額のわかるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書（平成18年末までに契約した長期損害保険料控除証明書）
- ・その他の証明（障害者手帳、勤労学生の人には学生証や在学証明書、その他必要な証明など）

その他

①新規に振替納税を利用する場合には、納税者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要となります。

②還付申告者の還付金の受取は、口座振替となります。申告者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要となります。

▼問合せ先

役場財務課税務室

☎54・3111（内線136）



医療費控除用 おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

この申告が2回目以降の人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼対象

介護保険の要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）を受けている人で、介護などの必要性があり主治医より尿失禁の可能性が高いと証明されている人。



▼申請方法 役場健康福祉課福祉室にある用紙で申請してください。

※初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要です。

※申告の際は、証明書や確認書のほかに、おむつの領収書（名前・日付・金額が記載されているもの）が必要です。

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室

☎54・3111（内線151）

税理士会などによる申告相談

①税理士会などによる無料申告相談

相談会場	相談日	受付時間
税務署3階会議室 (高崎市東町134-12) (高崎地方合同庁舎)	1月26日(月)～2月6日(金) 3月17日(火)～23日(月) ※土・日曜日、祝日は開設されません	午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
ピエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	2月9日(月)～3月11日(水) ※土・日曜日、祝日および2月10日、 2月13日、2月23日は開設されません	午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
安中市役所 (安中市安中1-23-13)	3月4日(水)～6日(金)	午前10時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
榛東村集センター (榛東村山子田2059)	2月16日(月)～17日(火)	午前10時～午後4時 (正午～午後1時を除く)

対象者

- ①給与所得者で医療費控除の申告をする人
- ②給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ③平成20年中に中途退職した人などで年末調整が済んでいない人
- ④公的年金などを受給している人
- ⑤小規模な事業者の所得税・消費税の申告をする人

※駐車場が狭いので、車でのご来場はできるだけご遠慮ください。

問合せ先 高崎税務署

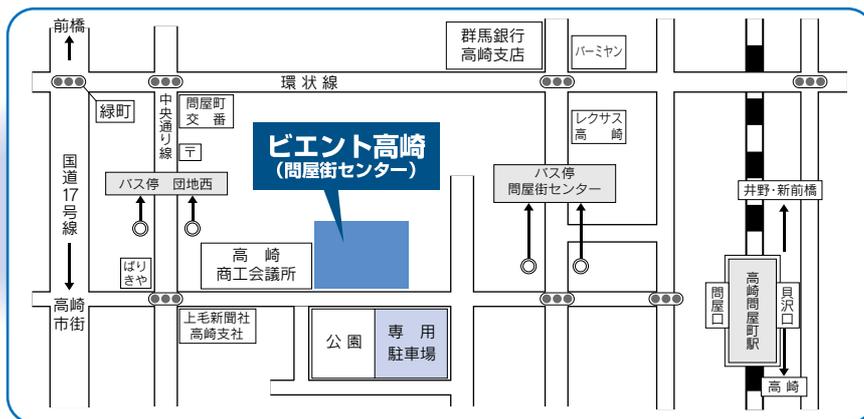
【代表】

☎027-322-4711

②税務指導所における無料相談

- ▶期 日 2月16日(月)～2月27日(金) ※土・日曜日は開設されません
- ▶時 間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
- ▶場 所 関東信越税理士会高崎支部事務局(高崎市問屋町3-10-3 問屋街センター第二ビル3階304号室)

※ご希望の人は、事務局あてに事前に電話連絡の上、お出かけください。☎027-361-7788
なお、ご相談の内容によっては料金がかかる場合もあります。



高崎税務署が行う
確定申告会場は
「ピエント高崎」

- ▼開設期間 2月9日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日は除く。(ただし、2月22日、3月1日の日曜日は開設されません。)
- ▼受付時間 午前9時～午後4時
- ▼会場 ピエント高崎(問屋街センター)
高崎市問屋町2丁目7番地
- 所得税の還付申告と、贈与税の申告のご相談
↓ 2月9日から
- 所得税および個人事業者の消費税の申告のご相談
↓ 2月16日から
- ※この期間高崎税務署には相談会場がありませんのでご注意ください。なお、完成した確定申告書などの提出は受付ています。
- ▼問合せ先 高崎税務署
☎027・322・4711
(代表)